

## 社会福祉法人防府海北園役員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人防府海北園（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償費を支払うことができる。この場合において、当該日に併せて法人の業務を行った場合であっても、次条の報酬及び費用弁償費等はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償費を支払うことができる。この場合において、当該日に併せて法人の業務を行った場合であっても、次条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

### (出張旅費等)

第6条 役員等が、法人及び施設業務のため出張する場合は、別に定める法人役員等旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

2 前項の理事が、法人及び施設業務のため出張する場合は、法人職員旅費規程を適用する。

(端数の処理)

第8条 報酬等の計算金額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。

別表1

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償費 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	3,000円	2,000円

別表2

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償費 (日額)
理事長業務報酬等	5,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬等	3,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	2,000円